

**経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する  
有識者会議**

**第六回事務局資料①  
(第1の柱(標準モデル)の検討)**

令和元年12月20日(金)

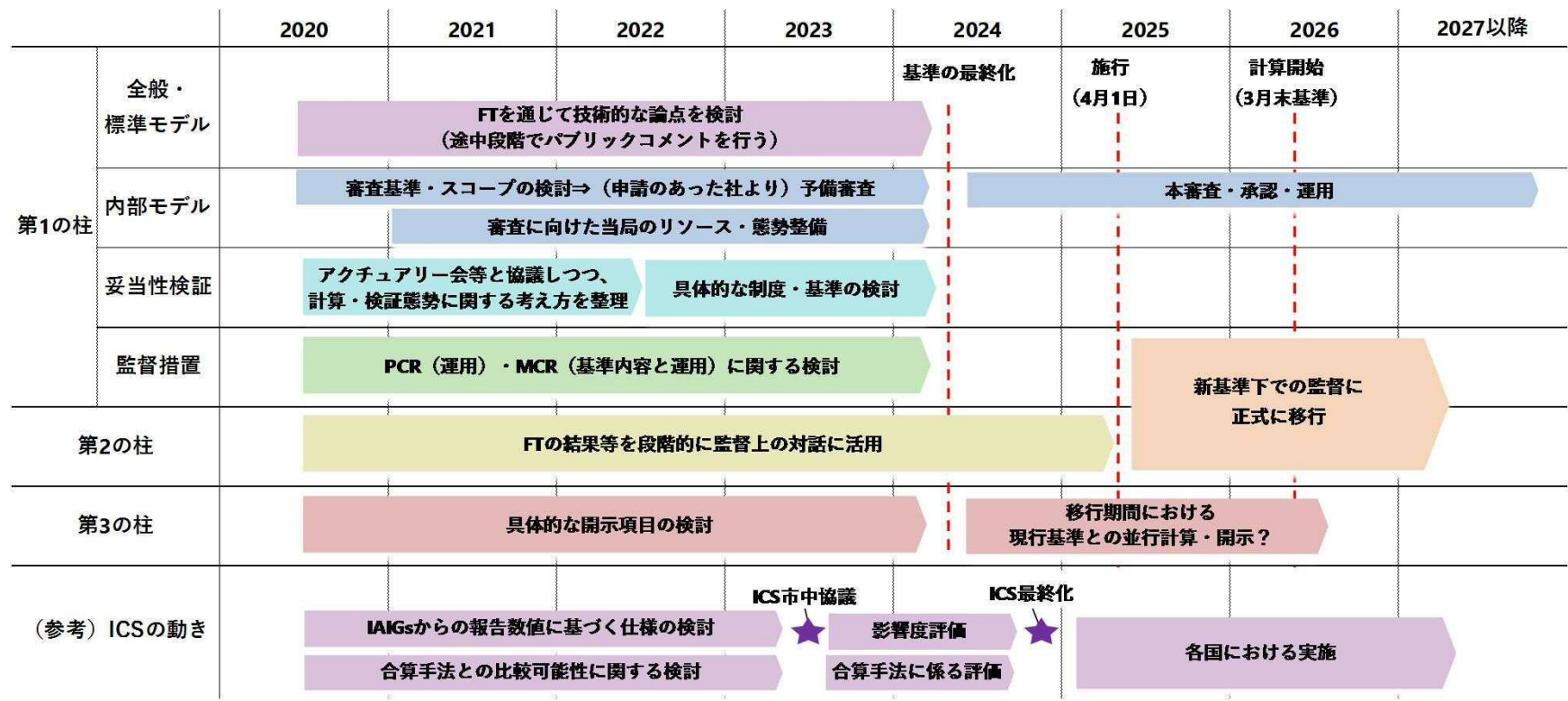
金融庁

# 経済価値ベースの健全性政策への移行に向けたタイムライン（イメージ）

- 前回までの議論を踏まえ、2025年の第1の柱の導入を一旦の前提とする場合、
  - ✓ 3つの柱それぞれの要素につき、更なる技術的な検討に一定の時間を要する可能性があること
  - ✓ 一定の時間的余裕を持って基準の最終化を行うことで予見性を高め、またステークホルダーにおける十分な準備時間を確保する必要があること

に鑑み、例えば以下のようなタイムラインがイメージとして考えられるのではないかと。

- 本有識者会議においては、今後国内フィールドテスト（FT）を通じて更なる技術的な検討を行うことを前提に、下記の各項目に関する基本的な方向性・考え方や、より具体的なタイムライン等を議論のうえ整理することを目標としてはどうか。



# ICS ver.2.0 仕様の概要（バランスシート）

- 2019年11月に合意されたICS version 2.0の概要は以下の通り。なお、右欄にある保険会社からの主な意見は2019年国内FT（2019年6月公表のフィールドテスト用仕様に基づく）において提出されたものであり、2019年11月合意における内容変更を織り込んでいない点に留意。

項目		仕様の概要	FTにおける 保険会社からの主要望
保険負債	割引率	<p>【ベースイールドカーブ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最終観測可能年限（日本円は30年目）までは市場金利、それ以降はUFR（日本円は3.8%）を用いて補外</li> </ul> <p>【上乗せスプレッド（3バケット・アプローチ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般バケットは、代表ポートフォリオに基づく調整後スプレッドを上乗せ</li> <li>ミドル／トップバケットは、資産・負債のキャッシュフロー（CF）のマッチングの程度に応じて、各社の運用資産構成を反映したスプレッドを上乗せ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ミドルバケット算入のためのCFのマッチングの要件が過度に厳しい。また、バケットの境界線付近の保険負債につきクリフエフェクトを緩和すべき。</li> <li>スプレッドに含める適格資産を拡大すべき（一定の要件付で株式を含める等）。</li> </ul>
	MOCE	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険負債に関するCFの不確実性を反映し、現在推計に上乗せするマージン（所要資本から控除しない）</li> <li>パーセンタイル法に基づく計算（生保リスクにつき85%ile、損保リスクにつき65%ile）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在推計とMOCEの双方を保険負債として認識することは過剰であり、MOCEは所要資本から控除（或いは適格資本として認識）すべき。</li> <li>今回のパーセンタイル法では巨大災害リスクや保険負債のデュレーションの差異が正しく捕捉できないため、市場整合的な資本コスト法が適切。</li> </ul>
適格資本		<ul style="list-style-type: none"> <li>資本調達手段の性質に応じ、Tier 1 Unlimited（普通株式、剰余金等）、Tier 1 Limited（永久劣後債等）、Tier 2 Limited（期限付劣後債等）の3種類に区分。</li> <li>相互会社発行の基金については、一定の要件（10年以上の満期等）を満たす基金のTier 1 Limitedへの算入の許容、算入上限額の緩和等の措置が存在。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基金については、相互会社における資本調達手段が限られていることや、その保険業法上の位置付けも踏まえ、Tier 1 資本への算入要件を更に緩和（「10年以上の満期」を撤廃）すべき。</li> </ul>

# ICS ver.2.0 仕様の概要（所要資本①）

項目		仕様の概要	FTにおける 保険会社からの主な意見
生保	死亡	・ 現在推計の計算に用いる死亡率の上昇ストレス（日本の場合10%）後の純資産の減少額を計測。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本市場・個社のポートフォリオの実態を反映してリスク係数を修正すべき。</li> <li>・ 個社毎の実績に基づくリスク係数を認めるべき。</li> </ul>
	長寿	・ 現在推計の計算に用いる死亡率の低下ストレス（17.5%）後の純資産の減少額を計測。	
	罹患障害	・ 現在推計の計算に用いる発生率の上昇または回復率の低下ストレス後の純資産の減少額を計測。	
	解約	・ 同質の商品グループ毎に、解約率の上昇及び下降ストレス（日本の場合は20%）、大量解約（30%又は50%）による純資産の減少額を計測し、大きい値を採用。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本市場・個社のポートフォリオの実態を反映してリスク係数を修正すべき。</li> <li>・ 大量解約の要素はVaR的な発想に馴染まず、ストレステスト等での捕捉が適当。標準モデルに含める場合、信用不安等による取付けを想定すれば、有利な契約・不利な契約を問わず一様な解約が生じると仮定することが適当。</li> </ul>
	経費	・ 現在推計の計算に用いる経費単価・年間経費インフレ率が全期間にわたり追加的に上昇した場合の純資産の減少額を計測。	・ マネジメントアクションを通じて将来の経費はコントロール可能であることも踏まえ、リスク水準を調整すべき。
損保	保険料	・ （期待）正味既経過保険料にリスク係数を乗じて計測。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本市場・個社のポートフォリオの実態を反映してリスク係数・相関係数を修正すべき。</li> <li>・ 商品区分の追加も検討すべき（ペット保険等）</li> <li>・ 個社毎の実績に基づくリスク係数を認めるべき。</li> </ul>
	支払備金	・ 既発生事故に係る正味現在推計にリスク係数を乗じて計測。	
巨大災害		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 巨大自然災害（風水災、地震等）：信頼水準99.5%に相当するイベントが発生した場合の年間損失額を計測。内部モデルに基づいた計測を許容。</li> <li>・ その他の巨大災害（テロ攻撃、パンデミック等）：所定のシナリオが発生した場合の損失額を計測。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 巨大自然災害：生保において地震リスクを対象とすることも検討すべき。</li> <li>・ その他の巨大災害：シナリオに基づく手法は信頼性のある計測が困難。</li> </ul>

# ICS ver.2.0 仕様の概要（所要資本②）

項目		仕様の概要	FTにおける 保険会社からの主な意見
市場	金利	・ イールドカーブに関する5種類のストレス（平均回帰、上昇、下降、スティーピング、フラットニング）が発生した場合の純資産の変動額を計測し、それらを統合。	・ （手法の精緻化に関する意見が少数）
	スプレッド	・ 保有資産の格付区分に応じ、所定のスプレッド幅の上昇又は下降ストレスが発生した場合の純資産の変動額を計測。	・ リスク計測の重要性が低い。
	株式	・ 資産種類毎に定める資産価格の下落シナリオと、満年限別に定めたインプライド・ボラティリティの上昇による純資産の変動額を計測。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソルベンシーIIも参考に、以下を検討すべき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- プロシクリシティ緩和の観点から、対称調整メカニズムの導入</li> <li>- 資本市場への安定的な資本提供を促す観点から、長期保有株式のリスク係数を軽減</li> <li>- 「その他株式」のうち、リスク特性が異なる資産クラス（インフラ投資等）の扱いをリスク係数・相関係数に反映</li> </ul> </li> </ul>
	不動産	・ 全ての不動産エクスポージャーの額が25%下落した場合の純資産の変動額を計測。	・ 国別の不動産市況の特性を踏まえたリスク係数の設定が考えられる。
	為替	・ 正味ロング（ショート）・ポジションを有する通貨価値の減少（増加）が生じた場合の純資産の変動額を計測。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ローリングヘッジによるリスク削減を考慮する要件を更に緩和すべき。</li> <li>・ 一部のリスク係数に改善の余地あり。</li> </ul>
	資産集中	・ 各カウンターパーティに対するエクスポージャーのウェイトとリスク係数を用いて計測。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単体ベースの計算においては、再保険等のグループ内取引への資本賦課が過大であり、改善が必要。</li> <li>・ 「関係するカウンターパーティ・グループ」の把握に伴う実務負荷に配慮すべき。</li> </ul>

# ICS ver.2.0 仕様の概要（所要資本③、その他）

項目	仕様の概要	FTにおける 保険会社からの主な意見
信用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エクスポージャー額にリスク係数（エクスポージャー種類、格付区分、残存期間等により決定）を乗じることで計測。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部格付が存在しないカウンターパーティの扱いが過度に不利になる可能性があり、内部格付の使用も許容すべき。</li> </ul>
オペ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エクスポージャー額（グロス収入保険料及びその前年度からの増加額、グロス現在推計の額）にリスク係数を乗じることで計測。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グロス収入保険料等は、商品の特徴や出再の状況によっては事業規模を適切に反映しないケースが存在する。</li> </ul>
その他	<b>リスクの統合と分散</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各リスクカテゴリーに係る所要資本は、相関行列を用いて合算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の相関係数が保守的であり、改善の余地がある。</li> </ul>
	<b>マネジメントアクション</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配当等の裁量給付に関するマネジメントアクションを通じた現在推計の減額を考慮し、所要資本に反映することが可能。</li> </ul>	（特段の意見なし）
	<b>税効果</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計ベースのバランスシート上の繰延税金資産（DTA）・負債（DTL）に加え、経済価値ベースへの調整から生じるDTA・DTL、MOCEから生じるDTAを経済価値ベースのバランスシート上で認識</li> <li>・ストレス発生時に生じる課税損失から生じる税効果が持つ損失吸収力につき、回収可能性を考慮した一定の制約の下で所要資本に反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所要資本における回収可能性評価は過度に保守的となっている可能性がある。</li> </ul>

## 第1の柱（標準モデル）の検討に関する考え方（総論）

---

- 経済価値ベースの第1の柱（標準モデル）は、以下の観点からバランスの取れた基準であることが必要ではないか。
  - ✓ 経済価値ベースの（市場整合的な）資産・負債評価という基本的なコンセプトを維持し、少なくとも定量化可能なリスクは可能な限り適切な形で反映していること。
  - ✓ 全保険会社に適用されるモデルであることを考慮し、簡明性・比較可能性を備えていること。
- ICS version 2.0は、上記の観点からバランスの取れた基準であると判断し、その基本的な構造は共通化することでよい。一方で、ICSがIAIGsを対象とする連結ベースの規制として設計されていることを踏まえ、国内規制としての合理性・必要性が認められる場合には、修正を検討していくことが適当ではないか。
- なお、標準モデルのあり方については、以下のような様々な課題が考えられる中で、標準モデルの仕様の中で全てを解決することは困難であることから、「3つの柱」の役割分担を踏まえた検討が必要ではないか。
  - ✓ ソルベンシーIIやICSの策定過程においては、指標の過度なボラティリティを抑制する必要性が指摘されてきた（UFR等の導入はその対策の一例）。一方、リスク感応度が大きく失われると経済価値ベース指標としての有用性が損なわれる可能性がある。
    - ⇒ 第1の柱での監督措置の柔軟性等と合わせて検討していく必要がある。
  - ✓ リスク計測の精緻化・細分化は基本的には望ましい反面、簡明性・比較可能性の観点からは標準モデルで採用しうる手法に限界がある。
    - ⇒ 標準モデルで捕捉し切れない部分が存在することも認識しつつ、各社の内部管理も踏まえて健全性政策全体での取扱いを検討する必要がある。

## 第1の柱（標準モデル）の検討に関する考え方（各論①）

---

- 今後FT等を通じた技術的な検討が必要であることを前提に、現時点においては、影響の大きな項目や多くのコメントが寄せられている点を中心に、今後の検討に必要な考え方や方向性を議論しておくことが適当ではないか。

### 1. 割引率

- 従前よりICSに反映されていた3バケット・アプローチは、2019年11月合意により以下の見直しが行われた。
  - ✓ ミドルバケットの適格要件を緩和し、資産・負債のキャッシュフローが部分的にのみマッチングしている場合にも、マッチングの程度に応じたスプレッドの上乗せを認めることとした。
  - ✓ UFRに対する上乗せスプレッドを精緻化（一律15bpsから、先進国については20bpsに変更）
- ただし、資産・負債のキャッシュフロー・マッチングを求める観点から、トップ・ミドルバケットの適格資産には引き続き株式等を含めないこととした。
- これらは3バケット・アプローチの基本コンセプトを維持しつつ、保険会社からの意見も一定程度取り入れた見直しであり、現行の仕様をベースに次回以降のFTを通じ影響を分析していく（ただし仮に大きな問題が認められれば対応を検討）することが適当ではないか。



# 第1の柱（標準モデル）の検討に関する考え方（各論②）

---

## 2. MOCE

- 保険負債に係る（ヘッジ不能な）リスクを反映して市場整合的な評価を行う観点から、経済価値ベースの負債評価においては何らかの手法で保険負債に係る現在推計に上乗せしたマージン（MOCE）を計測することが一般的。
  - ※ ソルベンシーIIにおいては資本コスト法に基づくリスクマージンを計測。IFRS17においては非金融リスクに係るリスク調整の計測が求められているが、計算手法の細則は定められていない。
- ICSの策定過程においては、MOCEの規制上の位置づけと取扱い・計測手法等について様々な議論が行われきたが、2019年11月合意においては、モニタリング期間におけるICSの計算において、パーセントイル法に基づく簡便な計算手法が採用された（所要資本から控除しない）。
- セーフティネットがあれば、債権のカットを通じてMOCE部分が不要な形で破綻処理が行われるので、契約者保護の観点からはMOCEは不要という議論もあるが、我が国におけるかつての生保危機の経験（契約条件の変更による契約者負担の発生や危機の連鎖・長期化）も踏まえると、（現在推計に加え）一定水準のMOCEを保険負債として認識することは合理的ではないか。
- 具体的な計算手法・水準については、国内FTの結果に基づくパーセントイル法と資本コスト法の差異等も踏まえつつ、現行の仕様をベースに検討を継続することが適当ではないか。

# 第1の柱（標準モデル）の検討に関する考え方（各論③）

---

## 3. 適格資本

- 2019年11月の合意において幾つかの変更（下記を含む）が加えられたことも踏まえ、現行の仕様をベースとして次回以降のFTを通じ影響を分析していくことが適当か。
  - ✓ Tier 2 バスケット（DTA等）の算入上限を所要資本の10%から15%に引き上げ
  - ✓ 相互会社以外について、PLAM（健全性水準の低下時に株式転換・元本削減を通じた損失吸収を行うメカニズム）を有するTier 1 Limitedの追加的な算入（所要資本の5%）を認める。
- 基金の適格資本への算入については、相互会社の資本調達手段が限られていることも踏まえた一定の要件緩和がなされている。他方、我が国においては現状では5年前後の満期で発行されているものが多く、Tier 1 Limitedの要件（満期10年が必要）は満たさない可能性が高い。
- ICSの基本的な考え方を尊重しつつ、これまでの相互会社の資本政策や現状における相互会社の経営実態も勘案し、取扱いを検討していくことが必要か。

# 第1の柱（標準モデル）の検討に関する考え方（各論④）

---

## 4. 所要資本

### (1) リスク係数等の設定（主に保険リスク）

- ICS ver. 2.0においては、ICSフィールドテストへの参加保険会社からの提出データも踏まえ、我が国も含む幾つかの国・地域において独自のリスク係数が設定されている。
- 特に保険リスクについては、国・地域あるいは会社毎にリスク特性が異なる可能性があるため、（中小社も含む）我が国保険会社の実績データに基づくカリブレーションを通じ、リスク係数の水準や区分の細分化の必要性等につき検討する必要があるのではないかと。
- ※ 2019年国内FTにおいても、試行的に実績データの収集を行っているところ。
- 他方、十分な統計的信頼性を持っての検証が難しい場合には、定性的な判断に基づき一定の保守性を持ってパラメータを設定する必要もあるのではないかと。

### (2) 単体規制独自の論点

- 例えば、グループ内取引（再保険等）を多く行っている保険会社において、単体ベースでの資産集中リスクに係る所要資本が過大となる可能性が指摘されている。
- 単体ベースの健全性を測定する観点からは、グループ内取引のリスク捕捉は必要と考えられる一方、実態に照らし適正なリスク評価となるよう、必要に応じ調整を行うことが適当ではないかと。

# 第1の柱（標準モデル）の検討に関する考え方（各論⑤）

---

## 5. 実務負荷への配慮

- 重要性が低い項目の計算負荷が過剰である場合には、保守性・正確性を担保しつつ一定の簡便的な手法を認めることが考えられるか（以下、例示）。
  - ✓ 連結ベースの計算における、重要性の低い子法人の取扱い
  - ✓ 自然災害リスクにつき、自社独自の内部モデルを持たない社における計算手法・モデルガバナンス要件（損害保険料率算出機構のモデルを使用する場合等）
  - ✓ その他の巨大災害リスク（テロ攻撃等）の計算方法

# 第1の柱（標準モデル）の検討に関する考え方（各論⑥）

## 6. 政策的な措置

（株式リスクに係る対称リスク調整）

- ソルベンシーIIにおいては、資産価格の急落時等に、SCRに抵触した保険会社による資産の投げ売り等から生じるプロシクリシティを緩和するため、株式リスクの係数に以下の調整項を加減することとしている。
$$SA = \frac{1}{2} \left( \frac{CI - AI}{AI} - 8\% \right)$$

SA: 対称リスク調整の額（±10%を限度とする）、CI: 現在の株価指数、AI: 過去3年間の株価指数の平均

（インフラ投資・長期投資等に係るリスク係数の削減）

- ソルベンシーIIにおいては、欧州投資計画（Investment Plan for Europe）、欧州戦略投資基金（ESFI）等のEU域内の戦略的投資を促進するための政策イニシアチブも踏まえ、以下の措置を導入。
  - ✓ 一定の要件（事業の健全性に係る要件、満期保有等）を満たすインフラ投資に係るエクスポージャーについて、株式リスク又は信用スプレッドリスクを一定程度軽減。
  - ✓ 当該エクスポージャーには、キャッシュフローのモニタリングやストレステストが求められる。

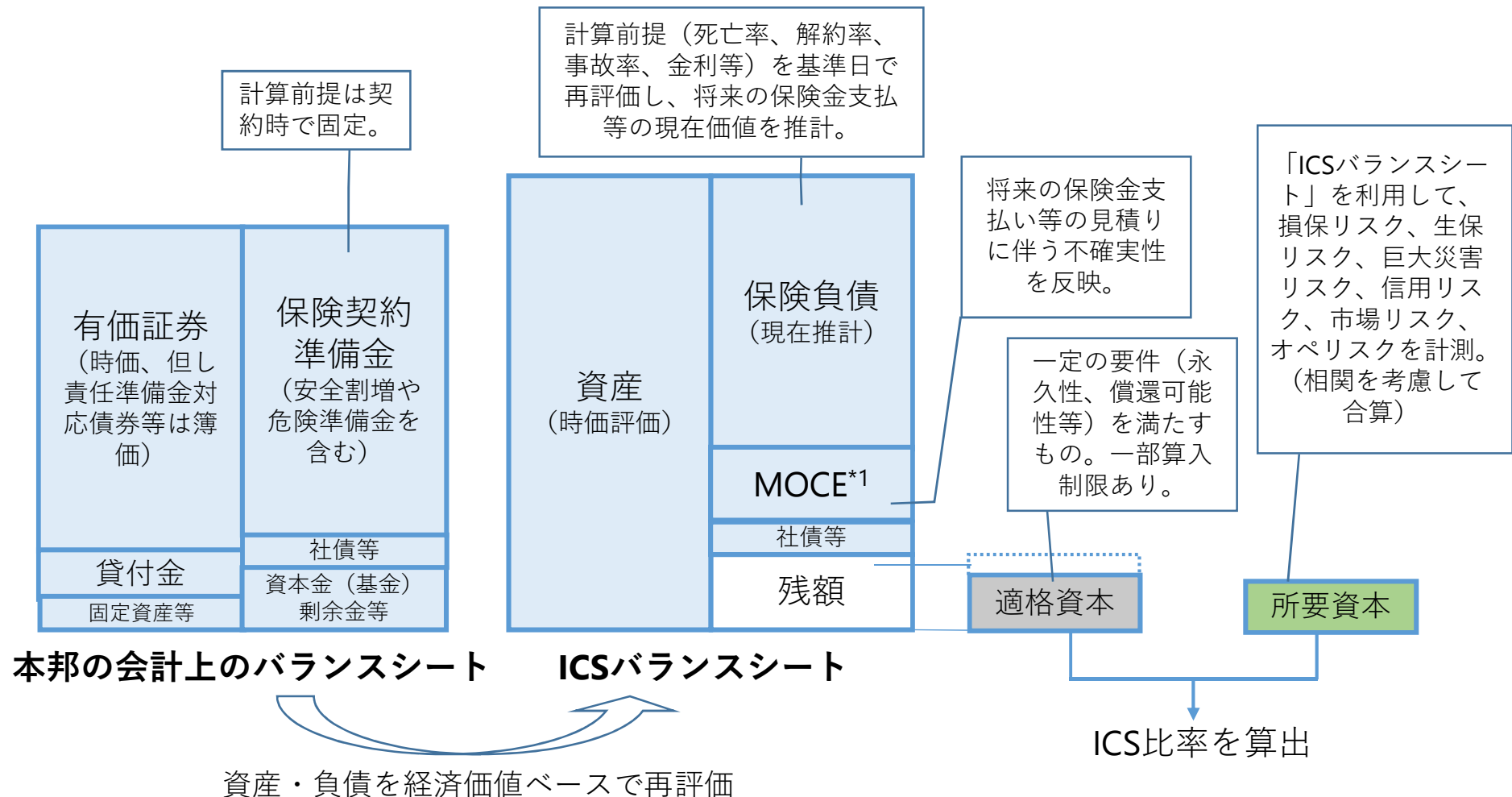
### 【国内規制へのインプリケーション】

- プロシクリカルな投資行動の抑制やインフラ・長期投資を促進するといった効果が期待される一方、政策的措置が指標の歪みや規制裁定につながったり、保険会社の経営・リスク管理の高度化を促す枠組みとならない可能性も踏まえつつ、第1の柱以外も含めた合理的な解を見出すことが重要ではないか。
  - ✓ 例えば、PCRにおける監督介入措置に一定の柔軟性を持たせる（第5回事務局資料p.10）こと等も、類似の効果を持つものと考えられる。
- こうした点も踏まえ、国内FT等を通じて実際の影響度やリスク軽減の定量的根拠等を把握しつつ、慎重に検討を進めていくことが必要ではないか。

(参考) ICS ver. 2.0の概要  
(第一回事務局資料を一部改訂)

# ICSの概要① – 全体像 –

- ICSは、①保険会社の資産、負債を経済価値ベースで評価した上で、②ストレス環境下で発生するリスク量（所要資本）を計測し、③それに対する資本（適格資本）の十分性を評価するための基準。

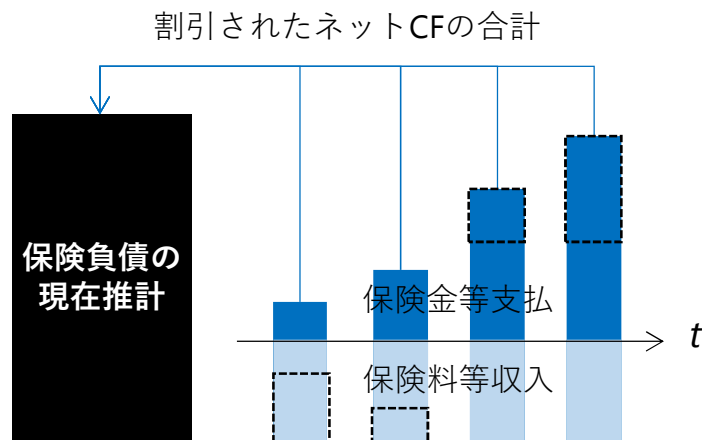


\*1 Margin Over Current Estimateの略

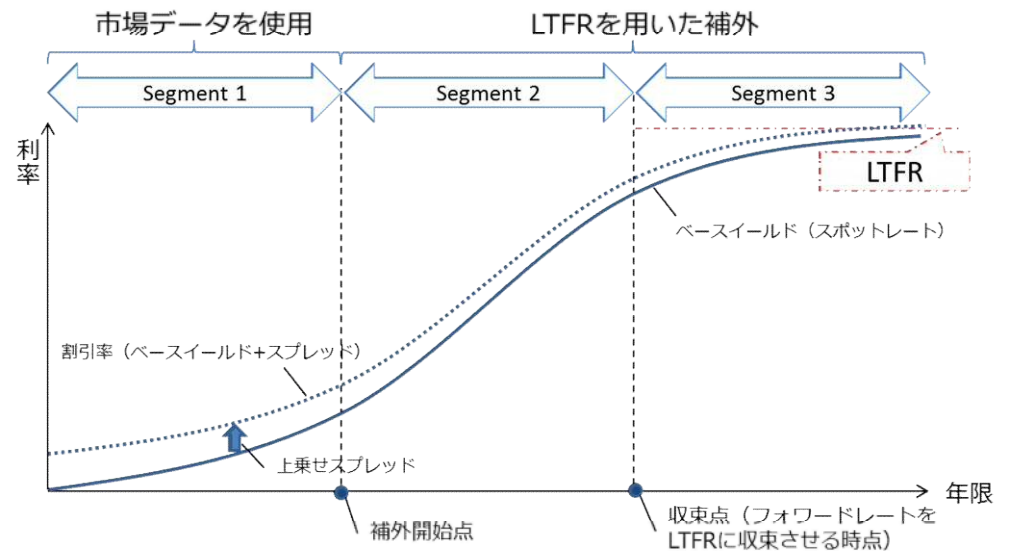
## ICSの概要② – 保険負債の現在推計 –

- 保険負債の現在推計の算出に必要な割引率は、国債等の流動性が十分である最長の年限（補外開始点）までは市場データを使用し、それ以降は長期的にフォワードレートが「終局金利（LTFR: Long Term Forward Rate）」に収束すると仮定して描かれるイールドカーブを利用（ベースイールドカーブと上乘せスプレッドにより構成）。
- 上乘せスプレッドについては複数の計算手法が議論されてきたが、最新のICSフィールドテストにおいては3バケット・アプローチ（資産負債のキャッシュフロー・マッチングの程度に応じ、保険会社の資産運用実態をスプレッドに反映）を採用。

### □ 将来期待キャッシュフローの割引現在価値



### □ 割引率の形状





## ICSの概要③ – MOCE –

- MOCEは、将来の保険金支払い等の見積りに伴う不確実性を反映するため、保険負債の現在推計を超えて保有されるべきマージンであるが、その規制上の性質や位置づけ、計測手法について様々な議論が存在する。2018年のICSフィールドテストにおいては以下の2つの手法を試行。

ICS 2018 FTにおけるMOCEの取扱い

MOCEの概念	MOCEの性質・位置づけ	計測手法	ICS比率計算における取扱い
資本コストMOCE (Cost of Capital MOCE)	経営危機に陥った保険会社が保険ポートフォリオを移転させる際、引き受け手が要求する資本コスト。	資本コスト法 ランオフを前提とした保険リスク等に係る所要資本に対する資本コストを計測。	MOCEを所要資本から控除しない。
プルーデンスMOCE (Prudence MOCE)	保守性の観点から保険負債の将来キャッシュフローの見積りに伴う不確実性を反映したリスクマージン。	パーセンタイル法 (66.7%ile) 保険負債が66.7%ileまで変動した際の影響額として把握。損保契約の保険料リスクは、コンバインド・レシオが100%となった場合の影響額として把握。	MOCEを所要資本から控除する。

※ EUソルベンシーIIにおけるリスクマージンは資本コスト法の考え方に基づく。

- 2019年11月合意においては、パーセンタイル法に基づく簡便な手法である「パーセンタイルMOCE」を採用（所要資本から控除しない）。水準は、生保リスクにつき85%ile、損保リスクにつき65%ileでカリブレート。

## ICSの概要④ – 適格資本 –

- 適格資本は、その損失吸収能力、永続性、利息・配当支払いの強制性等に応じて3種類に区分。株式会社の場合の主な要件は以下の通り。

### ICSにおける適格資本の分類

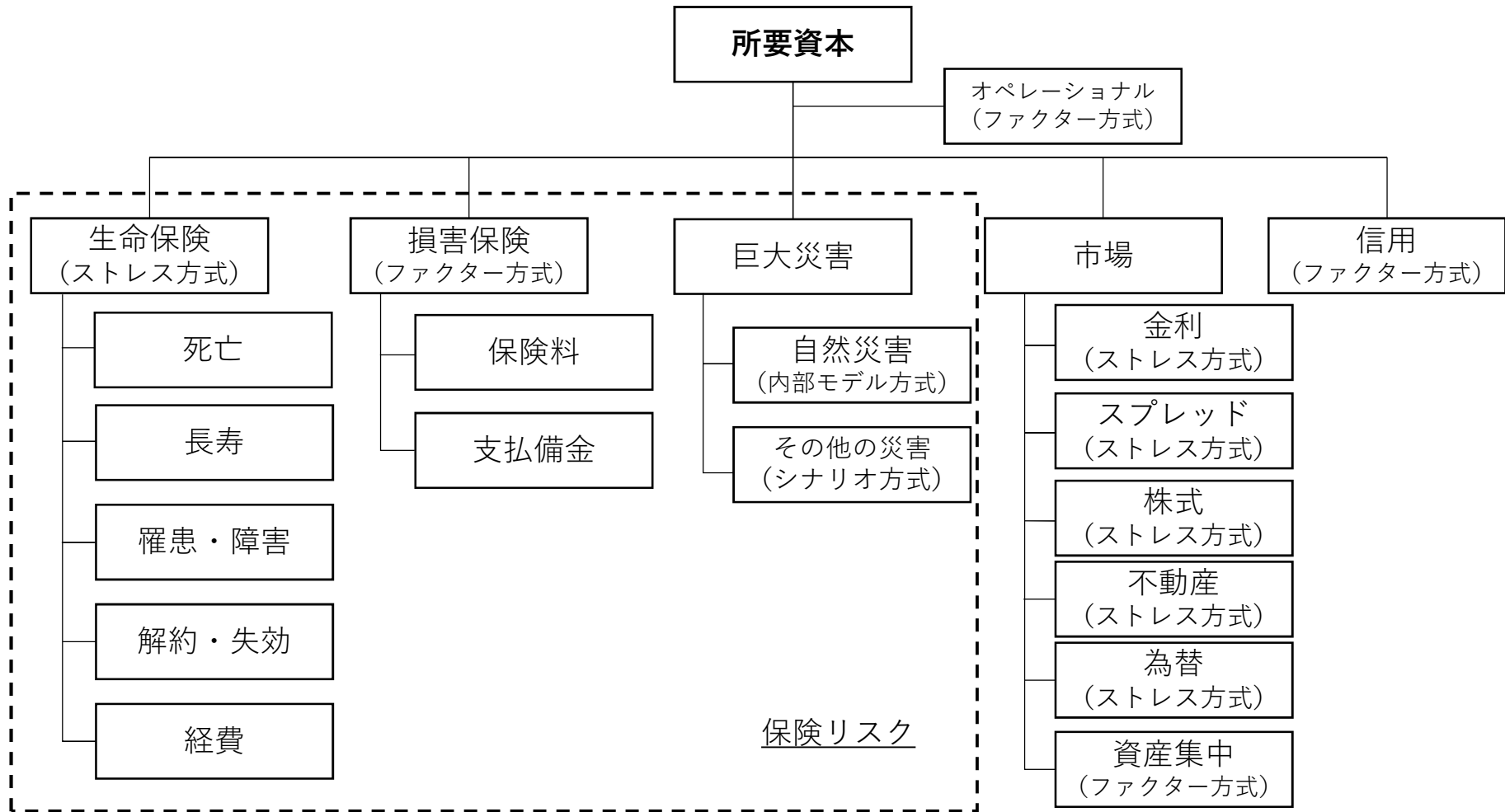
主な要件項目	Tier 1 Unlimited	Tier 1 Limited	Tier 2
対象とする損失	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Going ConcernとGone Concernの両方の損失</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Going ConcernとGone Concernの両方の損失</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Gone Concernの損失</li> </ul>
劣後性要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 最劣後</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保険契約者と一般債権者に劣後</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保険契約者と一般債権者に劣後</li> </ul>
満期及び買戻し／償還	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 永続性が求められる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 永続性が求められる</li> <li>• 発行後5年後以降の発行者の任意の償還のみ可能（監督者承認が必要）</li> <li>• 償還へのインセンティブ（ステップアップ金利等）がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 永続性は求められない</li> <li>• 初回償還日は、発行後5年後以降である必要（監督者承認が必要）</li> </ul>
利息・配当支払いの強制性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利息・配当支払の停止につき発行者が完全な裁量を持つ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利息・配当支払の停止につき発行者が完全な裁量を持つ</li> <li>• 利払の非累積性を有する</li> </ul>	-
資本調達手段の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 普通株式、剰余金、準備金（危険準備金等）、その他包括利益等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 諸要件を満たす永久劣後債等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 諸要件を満たす期限付劣後債等</li> </ul>
算入上限額	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 無</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 所要資本の10%（※）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 所要資本の50%</li> </ul>

※ 健全性低下時の損失吸収メカニズム（PLAM）を有する商品につき、更に5%の算入が許容される。

- ICSにおける適格資本の定義は株式会社を念頭に置いたものとなっている一方、相互会社においては株式の発行が不可能であることに配慮し、一定の要件を満たす基金等のTier 1 Limited への算入の許容、算入上限額の緩和、一定の払込未済資本のTier2への算入の許容といった措置が採られている。

# ICSの概要⑤ – 所要資本の計測手法（標準的手法）の概要 –

- 各リスクカテゴリー毎の所要資本は、99.5%の信頼水準に基づいてカリブレートされた所定の方法に従って計算。それらを分散効果を反映した上で統合したものが全体の所要資本となる。



## ICSの概要⑥ – 標準的手法の詳細 (1) –

### 【死亡リスク】

- 現在推計の計算に用いる死亡率の上昇による純資産の減少額を計測。

#### 死亡リスクに係るストレス水準

地理的区分	ストレス水準
日本	10%
日本以外の法域	12.5%

### 【長寿リスク】

- 現在推計の計算に用いる死亡率の低下（17.5%）による純資産の減少額を計測。

### 【罹患・障害リスク】

- 現在推計の計算に用いる発生率の上昇または回復率の低下による純資産の減少額を計測。

#### 罹患・障害リスクに係るストレス水準（日本）

商品区分	保障期間	
	短期	長期
医療費補償	20%	8%
健康事象発生時の一時金	25%	8%
短期定期的給付	20%	10%
長期定期的給付	発生率：25% 回復率：20%	発生率：20% 回復率：20%

#### 罹患・障害リスクに係るストレス水準（日本以外）

商品区分	保障期間	
	短期	長期
医療費補償	20%	8%
健康事象発生時の一時金	25%	20%
短期定期的給付	20%	12%
長期定期的給付	発生率：25% 回復率：20%	発生率：20% 回復率：20%

## ICSの概要⑦ – 標準的手法の詳細 (2) –

### 【解約リスク】

- 水準及びトレンドの要素は、同質な商品グループ毎に、解約率の上昇及び下降ストレスを与えた場合の純資産の減少額を計測。
- 大量解約の要素は、個人契約の同質な商品グループについては30%、法人契約の同質な商品グループについては50%の即時解約ストレスを与えた場合の純資産の減少額を計測。

#### 水準及びトレンドに係るストレス水準

地理的区分	ストレス水準
日本	20%
日本以外の法域	40%

### 【経費リスク】

- 現在推計の計算に用いる経費前提について、全期間にわたる経費単価の上昇 (X%) と年間経費インフレ率の追加的上昇 (Y%) のストレスが同時に発生した場合の純資産の減少額を計測。

#### 経費リスクに係るストレス水準

地理的区分	X%	Y%
EEA、スイス、米国、カナダ、日本	6%	1%
その他先進国	8%	1-10年：2% 11年目以降：1%
中国及びその他新興国	8%	1-10年：3% 11-20年：2% 21年目以降：1%

## ICSの概要⑧ – 標準的手法の詳細 (3) –

### 【保険料リスク・支払備金リスク】

- 保険料リスクは、（期待）正味既経過保険料にリスク係数を乗じて計測。支払備金リスクは、既発生事故に係る正味現在推計にリスク係数を乗じて計測。

保険料リスク・支払備金リスクに係るリスク係数（日本）

商品区分	リスク係数		
	保険料 リスク	支払備金リスク	
		潜在的な賠償責任	
		含む	除く
火災	20%	35%	35%
船舶	40%	35%	35%
貨物	35%	40%	40%
運送	40%	35%	35%
傷害	10%	15%	15%
自動車	7.5%	10%	10%
航空	50%	45%	45%
保証・信用	35%	40%	40%
機械	35%	40%	40%
賠償責任（船客傷害賠償責任を除く）	17.5%	27%	25%
建設工事	35%	40%	40%
動産総合	17.5%	25%	25%
労働者災害補償責任	35%	22%	20%
費用・利益（介護費用を除く）	35%	45%	45%
介護費用	35%	45%	45%
その他	35%	40%	40%

## ICSの概要⑨ – 標準的手法の詳細 (4) –

### 【巨大災害リスク】

- 巨大自然災害（風水災、地震等）：信頼水準99.5%に相当するイベントが発生した場合の年間損失額を計測。内部モデルに基づいた計測を許容。
- その他の巨大災害（テロ攻撃、パンデミック等）：所定のシナリオが発生した場合の損失額を計測。

### 【金利リスク】

- 所定のイールドカーブモデル（Dynamic Nelson-Siegel Model）に基づき、イールドカーブに関する平均回帰、上昇、下降、スティーピング、フラットニングの5種類のシナリオが発生した場合の純資産の変動額を計測し、それらを統合して全体の金利リスク量を計測。

### 【スプレッドリスク】

- 保有資産の格付区分に応じ、所定のスプレッド幅の上昇又は下降ストレスが発生した場合の純資産の変動を計測。

スプレッドリスクに係るストレス水準

格付区分	上昇 (bps)	下降 (bps)
1	+50	-50
2	+50	-50
3	+70	-70
4以下	+100	-100
相対限度	N/A	スプレッドの50%

### 【株式リスク】

- 資産種類毎に定める資産価格の下落シナリオと、満期年限別に定めたインプライド・ボラティリティの上昇による純資産の変動額を計測。

株式リスクに係る価格下落ストレス水準

資産種類	資産価格の下落幅
先進国上場株式	35%
新興国上場株式	48%
ハイブリッド商品	格付区分毎に設定
上記以外の資産	49%

## ICSの概要⑩－標準的手法の詳細（5）－

### 【不動産リスク】

- 全ての不動産エクスポージャーの額が25%下落した場合の純資産の変動額を計測。

### 【為替リスク】

- 正味ロング（又はショート）・ポジションを有する通貨価値の減少（又は増加）が生じた場合の純資産の変動額を計測。

為替リスクに係るストレス水準  
（日本円を基準通貨とした場合）

通貨種類	ストレス係数
AUD	50%
CAD	40%
EUR	35%
GBP	40%
NZD	50%
SGD	30%
USD	30%

### 【資産集中リスク】

- 各カウンターパーティに対するエクスポージャーのウェイトとリスク係数を用いて計測。

### 【信用リスク】

- エクスポージャー額にリスク係数（エクスポージャー種類、格付区分、残存期間等により決定）を乗じることで計測。

### 【オペリスク】

- エクスポージャー額（グロス収入保険料及びその前年度からの増加額、グロス現在推計の額）にリスク係数を乗じることで計測。